

## 第27回入善町農業委員会議事録

平成28年10月3日午後1時30分から第27回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名          委員現在数 17名          欠員 1名

出席委員 14名

1番 綿利秋	3番 笹原信一	4番 塚田周一	6番 柳澤勝譽志
7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一	11番 窪野俊和
12番 酒井良博	13番 松原二美榮	14番 上島幸夫	15番 松澤孝浩
17番 中島由起子	18番 手塚喜志子		

欠席委員 3名

2番 中島茂樹	10番 愛場正利	16番 市森孝義
---------	----------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	宮沢久仁恵
入善町農業委員会	主任	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第97号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第98号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第6	議案第99号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第100号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆さんお疲れ様です。コシヒカリの刈取りもほぼ終了したようですが、台風が次から次と来て大変でした。5日の21時頃に18号が直撃するようで大きな被害とらないことを願います。

今年は、9月の雨の影響もあって大豆が腐って、ほぼダメな状況となりそうで、収入に大きな影響が出そうです。

さて、本日は総会の後に、新しい農業委員会の定数等を検討することになりますので、皆様のご協力をいただきながら、スムーズな議事進行に努めたいと思いますので、よろしく願います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第27回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事

日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番笹原委員と4番塚田委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第96号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第96号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請です。

申請番号1番、農地の所在地は、新屋〇〇番1、新屋〇〇番1、新屋〇〇番1、台記地目、現況地目、ともに田、合計面積は5,777㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、新屋〇〇番地の有限会社〇〇です。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買入れ・売り渡しについても、特例事業として行っており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である有限会社〇〇が農地を買受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から自動車ですべて約1～2分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人に該当するため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間300日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、773,990㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、寺崎委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、新屋〇〇番、新屋〇〇番、新屋〇〇番、新屋〇〇番、新屋〇〇番、新屋〇〇番、新屋〇〇番、新屋〇〇番1、下山〇〇番の計9筆で、台帳地目、現況地目、ともに田、合計面積は21,159㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、新屋〇〇番地の〇〇です。

この申請は、申請番号1番同様、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である有限会社〇〇が農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から自動車ですべて1～2分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人に該当するため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間270日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、386,293㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、寺崎委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は、野中〇〇番1の1筆で、台帳地目、現況地目、ともに田、面積は110㎡です。譲渡人は、神奈川県厚木市王子〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇さん、譲受人は、野中〇〇番地の〇〇さんです。

〇〇さんは県外在住で当該農地の管理が出来ず、隣接する農地の所有者である〇〇さんに贈与することとなったので、この度の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩で5分ほどの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間184日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、7,283㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、窪野委員にいただいております。

以上3件の申請です。よろしくお願いいいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

寺崎委員

申請番号1番と2番を確認しました。

担い手が農地を買い取るというのは、固定資産税や土地改良の賦課金がかかることとなるため、ほとんど実施しておりません。しかし、元々の所有者が相続により取得したものの町外在住のため管理が困難であることから売買となりました。担い手の規模拡大につながるものであり、問題ありません。

窪野委員

申請番号3番は私ですが、譲受人から話を伺いました。申請地は仲間田であり、同一の所有者となるのでより効率的と考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松澤委員

申請番号1番や2番のように、資産の整理として、担い手への田の売買というのは増えてくるかもしれませんね。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第96号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第97号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第97号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、5件の申請があります。

申請番号1番。申請地は、入善町入膳字東寺田〇〇、同〇〇の計2筆。台帳地目、現況地目ともに田で、面積は合計459㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇番地7の〇〇さんで、譲受人は、入善町入膳3255番地の入善町長 笹島春人です。転用目的は「保育所敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

町では、保育ニーズの多様化などの課題に対応するため、保育所の統合整備を計画的に進めており、老朽化した南部保育所を取り壊した後整備し、東部、西部との統合保育所を建設する計画を立て、今回の申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番、申請地は、入善町字高登〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は212㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町入膳〇〇番地1の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の〇〇さんは、夫婦と子供1人の3人家族で現在貸家生活しています。この度、貸家を退去することになり、自己の家を建築する計画を立てました。計画にあたっては、子供の学校の関係で現在居住している地区からあまり離れない場所を探していたところ、現在の住居から程近い申請地を知り、今回の申請となりました。転用の申請面積は212㎡で、一般住宅基準の500㎡以内であり、必要最小限の面積と考えられます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定さ

れている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号3番。申請地は入善町青木〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は8,448㎡です。

譲渡人は入善町青木〇〇番地1の〇〇さん、入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳3255番地の入善町長 笹島春人です。転用目的は「工場立地用地」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の入善町が町内企業の経営を支援するため、「工場立地用地」をあっせんし、「〇〇」が工場拡張に伴う敷地として利用する計画としています。事業者である〇〇はプラスチックの開発から製造を行う企画開発型企业です。医薬品や化粧品の市場規模拡大から平成26年に新しい工場を建設し、増産を開始したところですが、食料品や事務用品等についてもプラスチック容器の需要が拡大しており、既存の生産スペースでは生産量の拡大が困難な状況となっています。そこで、顧客からの受注数量拡大に要請に答えるため、工場を新設する計画を立てました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「工場立地用地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、平成28年10月20日に農振農用地から除外予定であり、入善土地改良区の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号4番。申請地は入善町下飯野〇〇外11筆の計12筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は29,327㎡です。譲渡人は入善町下飯野〇〇番地の〇〇さん外11名で、譲受人は入善町入膳3255番地の入善町長 笹島春人です。転用目的は「工場立地用地」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の入善町が町内企業の経営を支援するため、「工場立地用地」をあっせんし、「〇〇」が工場拡張に伴う敷地として利用する計画としています。事業者である株式会社〇〇は入善産の米や水を使ったパックごはんを製造販売している企業です。

少子高齢化や核家族化等によるパックごはんの需要の増加、また、東日本大震災以降、保存食としても注目を浴びるようになったことから、需要の増加に応え増産体制を強化するため、工場敷地の拡張が必要となりました。

申請面積は29,327㎡で、工場2棟とそれに付随する倉庫、事務棟、そして、既存の駐車場が大型トラック等の通路になるため、その代替となる駐車場と、従業員の増加による分とを合わせて248台分の駐車場等を整備するため必要な面積です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、住宅用地等の連たんしている土地に近接する10ha未満の農地であることから、市街化が見込まれる農地・第2種農地であると判断します。

第2種農地の転用ではありますが、転用目的が「工場立地用地」で、運用通知第2の1の(1)のオの(イ)のb及び同イの(イ)のcの(d)を準用による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、第2種農地の集落接続であることから、申請地は適当であると思われれます。

また、申請地は、平成28年10月20日に農振農用地から除外予定であり、入善土地改良区の意見書も

添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号5番。申請地は、入善町浦山新〇〇番3の計1筆、台帳地目は田、現況地目は墓地で、面積は90㎡です。

譲渡人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町浦山新、〇〇番地の浦山新地区です。

転用目的は「墓地敷地拡張」で契約内容は所有権の移転です。

譲受人の浦山新地区では、地区内に墓地を所有していましたが、平成4年頃、墓地区画が不足したことから、既存地の東側に6区画分の墓地と、南側に管理用の通路を整備しました。

申請面積は90㎡と、墓地6区画と通路として必要最小限の面積であり、周囲の農地の耕作にも支障はなく、拡張部分に対する墓地の経営許可についても、既に受けています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「墓地敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の施設の拡張」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

また、申請地は平成28年10月20日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書、土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。なお、当時、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま墓地区画の拡張をことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

なお、申請番号5番は、本日欠席の市森委員に確認いただいたため、事前に意見を伺ったところ、墓地敷地の拡張でありますので、必要な申請であり、問題ありませんとのことでした。

以上、5件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

申請番号1番及び2番を確認しました。

申請番号1番は、次の議案でもあり、工事車両仮設道路として許可を受けていた案件ですが、統合保育所の開発行為の申請が整ったための申請であり問題ないと思います。

申請番号2番は、市街地中心部であり、農地としては生産性も低く、宅地として利用するほうが、より有効活用されるものと考えます。

松澤委員

申請番号3番を確認しました。駐車場敷地と既存の工場敷地の間にあった農地であり、工場拡張のためやむを得ない申請だと思います。ただ、多面的機能支払の対象地でしたが、農地でなくなるため、補助金の返還対象となるようで、地区で少し問題になったようです。

塚田委員

申請番号4番は私ですが、事務局の説明のとおり、町が工場用地としてあつせんするものであり、既存工場敷地に隣接すること、残地に影響がないことから問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

笹原委員

今後、申請番号3番のような農地に関する補助金返還事案は多くなりそうですね。

(他に質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第97号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第98号、事業計画変更の申請による意見進達について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第98号、事業計画変更の申請による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請です。

変更前は、譲渡人は入善町入膳〇〇番地7の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳3255番地 入善町長 笹島春人で、申請地は入善町入膳字東寺田〇〇、〇〇-1の計2筆、台帳地目、現況地目ともに田、面積は合計459㎡で、転用目的は「工事車両仮設道路敷地」でした。

変更後は、譲渡人、譲受人、申請地、地目及び面積は同じで、転用目的が「保育所敷地」です。

当該申請地は、平成28年7月29日にプール解体に伴う工事車両の仮設道路として一時転用の許可を受けていましたが、この度、保育所敷地の開発行為計画がまとまったため、今回、事業計画変更の申請を合わせて行うものです。

先ほど提案しました農地法第5条の規定による許可申請1番と併せて、本案件が付議されていますので、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）



異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第98号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第99号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第99号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成28年10月3日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規2件の申請があります。

申請番号1番。道市〇〇、外5筆、地目はすべて田、合計面積は14,276㎡、貸付人は入善町道市〇〇番地の〇〇さん、借受人は同住所地の〇〇さん、使用貸借権の設定で期間は10年です。

申請番号2番。今江〇〇、地目は田、面積は4,553㎡、貸付人は朝日町藤塚〇〇番地の〇〇さん、借受人は同〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり11,800円で期間は10年です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 99 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 7、議案第 100 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第 100 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求めます。平成 28 年 10 月 3 日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3 ヶ月に 1 度の受付であり、今回は平成 28 年 9 月 15 日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が 5 件あります。

受付番号 1 番。除外願出者は入善町目川〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町目川〇〇番地、〇〇です。除外対象地は、青木地区目川〇〇、地目は田、面積は 310㎡で、除外後の用途は車庫敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、営業用の車両等の車庫が必要になったことから、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5 つあります。

まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の〇〇は、土木事業等を行っている会社ですが、事務所近くで、営業用の車両等の車庫を建設する計画です。

申請面積は 310㎡で、車輛 2 台と車輛のタイヤ置場として利用するために必要な面積です。

申請地は、農道と宅地に囲まれた土地であり、事業の利便性から事務所に隣接する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は宅地に隣接しており、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 310㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい排水事業の実施済地ですが、平成 14 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えま

す。

受付番号2番。除外願出者は入善町高畠〇〇番地、〇〇さん、譲受人は、入善町高畠〇〇番地、〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区高畠〇〇-1の内、地目は田、面積は450㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

願出者と譲受人は祖父と孫の関係です。譲受人の〇〇さんは、現在、願出者及び自身の両親を含む7名で生活していますが、子どもの成長に伴い家が手狭になってきたため、祖父から申請地を譲り受けて、実家の近くに住宅を新築する計画です。

申請面積は450㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫、庭、通路等として利用するために必要な面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、また、今後両親の世話をしたいことから、実家の傍で建設する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は宅地に隣接し、町道に面し、集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が450㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号3番。除外願出者は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、入善町上野〇〇番地西町住宅〇〇、〇〇さんです。除外対象地は、新屋地区新屋〇〇-1の内、地目は田、面積は500㎡で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、町営住宅で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、実家の近くに住宅を新築する計画です。

申請面積は500㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫、物置、来客用駐車スペース、庭、通路等として利用するために必要な面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、また、後継者として農地の管理をする必要があることから、実家の傍で建設する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代

えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は50m以内に宅地が存在し、町道に面し、集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が500㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成12年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号4番。除外願出者は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、富山市花園町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇さん、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、入善町浦山新〇〇番地、〇〇です。除外対象地は、新屋地区浦山新字円地尻〇〇-1外4筆、地目はすべて田、合計面積は2,241㎡で、除外後の用途は障害者支援施設等敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、入所者の高齢化等のため、施設の増改築が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったもののため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇は、障害者支援事業を行う福祉施設ですが、近年、入所者の高齢化がすすみ、車椅子利用者または医療要支援者の増加により、居室のバリアフリー化や個室化が急務であり、さらに重度障害者の日中支援における各訓練の多様化に伴い訓練室が慢性的に不足しているため、今回これらの課題を解決するため、施設を増改築し、それに加え駐車場を整備する計画です。

増築部分には、個室27室、二人部屋5室、計37人分の居住スペースと、職員駐車場及び来客用駐車場3台分として、利用するために必要な面積です。

申請地は、既存敷地に隣接しており、支援サービスを充実させるためには、既存施設と業務連携を効率的に行う必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は宅地に隣接し、県道に面し、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の排水計画により排水することとしており、農用地区域内の水路等

土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、土地改良事業未実施地であることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

最後に、受付番号5番。除外願出者は入善町入膳〇〇番地3、〇〇さん、譲受人は、入善町栲山〇〇番地〇〇、〇〇さんです。除外対象地は、横山地区八幡〇〇、地目は畑、面積は446㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長にともない、共同住宅が手狭になり、一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、妻と子ども2人の4人でアパートに住んでいますが、実家の近くの叔父から申請地を譲り受けて、住宅を新築する計画です。

申請面積は446㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫、庭、来客用駐車スペース等として利用するため必要な面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は宅地に隣接し、町道に面し、集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が446㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営圃場整備事業等の実施済地ですが、昭和57年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外5件の申請です。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

質問、意見等がないようです。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 100 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、事務局からその他何かありますか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

富山県農業委員等研修大会が開催されますので、皆様の参加をお願いいたします。開催日は来月、11月15日月曜日で、会場はとやま自遊館です。役場正面よりマイクロバスを用意いたしますので、役場に正午までに集合ください。

次に、機構集積支援事業を活用した、農業委員会の先進地視察研修についてで、日程、研修先等が決まりましたので、お知らせいたします。日程は、11月24日（木）、25日（金）で、視察先は、新潟県村上市農業委員会等を予定しています。詳細及び出欠の確認については、後日別途案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第27回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、11月14日 月曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時34分)

--